

北九州市障害者支援計画 (平成 24 年度 ~ 29 年度)

最終案

概要版

平成 24 年 1 月
北 九 州 市

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の概要

1 計画策定の趣旨

これまでの取り組み

平成8年度～平成17年度	北九州市障害者施策推進基本計画・実施計画
平成18年度～平成23年度	北九州市障害者支援計画
平成19年度～平成23年度	北九州市障害者支援計画実施計画
平成21年度～平成23年度	北九州市障害者支援計画実施計画拡充版



国の動き

平成18年4月	「障害者自立支援法」施行
平成21年12月	「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置
平成22年1月	「障がい者制度改革推進会議」を設置
平成22年6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定
平成22年12月	「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第二次意見)」を取りまとめ
平成23年8月	「障害者基本法」改正
平成25年8月	「障害者自立支援法」を廃止し、「障害者総合福祉法」(仮称)を制定予定



北九州市らしい障害福祉施策のさらなる推進

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）

これまで取り組んできた計画の理念を引き継ぎ、その成果や課題等を踏まえ、北九州市らしい障害者施策をさらに進めるための計画として策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法（第11条）」に規定された「市町村障害者計画」と「障害者自立支援法（第88条）」に規定された「市町村障害福祉計画」を包含した計画
「元気発進！北九州プラン（北九州市基本構想・基本計画）」の障害福祉分野の計画

3 計画の期間

計画期間：平成24年度～29年度（6年間）

4 計画の策定経過

平成23年5月～12月	北九州市障害者支援計画策定委員会及び作業部会等の開催（延べ13回）
平成23年6月	「北九州市障害児・者等実態調査」の実施
平成23年6月～7月	「北九州市障害者等聴き取り調査」の実施
平成23年6月～7月	「市政モニターアンケート」の実施
平成23年12月～24年1月	「北九州市障害者支援計画」素案に関するパブリックコメントの聴取等
平成24年1月	北九州市障害者支援計画策定委員会の開催
平成24年2月	北九州市障害者施策推進協議会の開催

5 計画の主な内容

〔基本理念〕

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現

〔基本目標・施策の方向性〕

生涯を通じ一貫した支援体制の構築

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 相談システムの構築 | 2 早期発見・療育体制の整備 |
| 3 充実した福祉サービスの提供 | 4 発達障害等に対する取り組み |

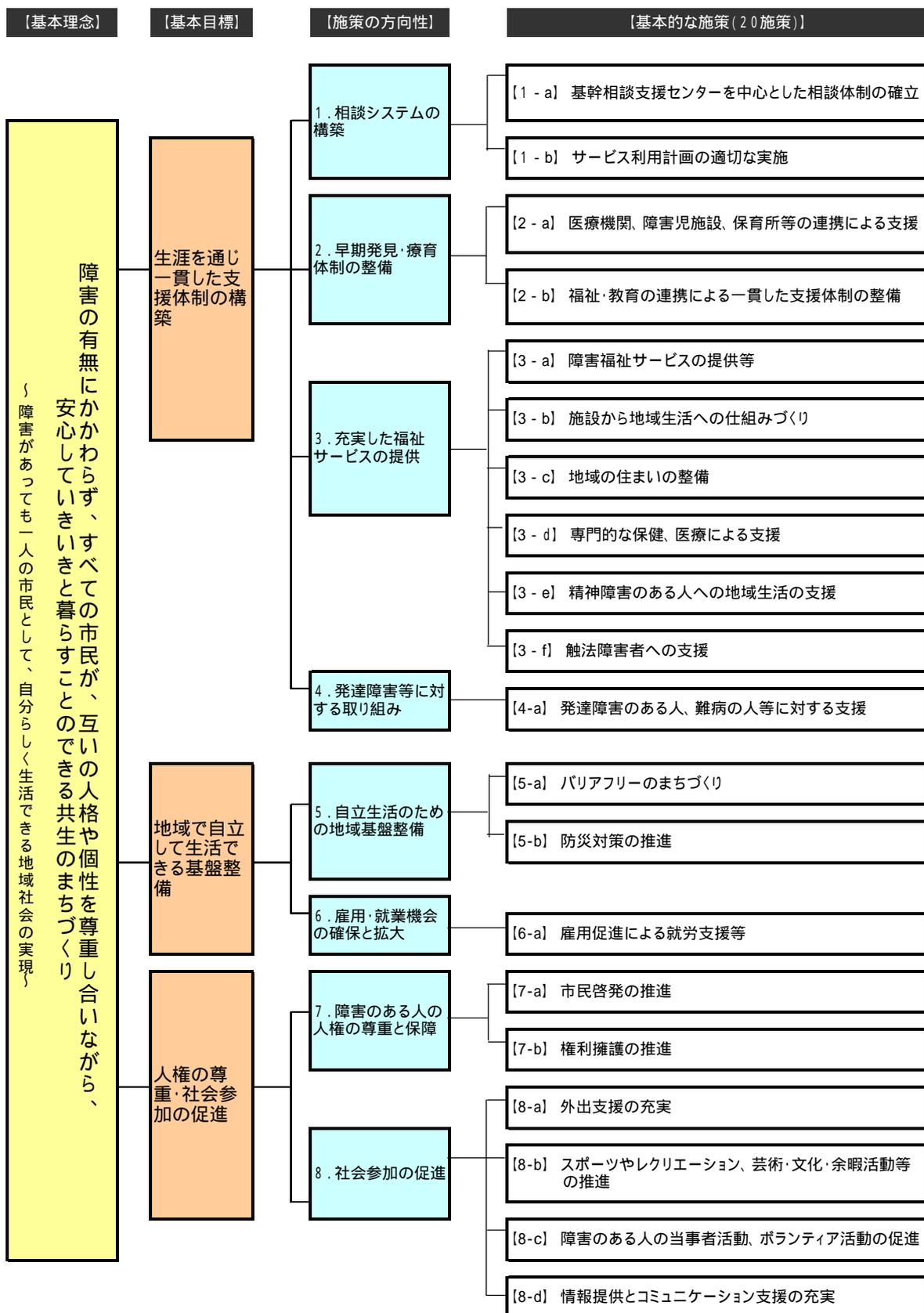
地域で自立して生活できる基盤整備

- | | |
|------------------|-----------------|
| 5 自立生活のための地域基盤整備 | 6 雇用・就業機会の確保と拡大 |
|------------------|-----------------|

人権の尊重・社会参加の促進

- | | |
|-------------------|-----------|
| 7 障害のある人の人権の尊重と保障 | 8 社会参加の促進 |
|-------------------|-----------|

6 計画の体系



基本目標 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援を行うとともに、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制を構築するなど、総合的なサービスの整備を進めます。

1 相談システムの構築

【1 - a】基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

どこに相談したらよいか分からない障害のある人やその家族に対しては、基幹相談支援センターが窓口となって、区役所や専門相談窓口、サービス事業所などと連携・協働を図るなど、適切な情報提供、福祉サービスやインフォーマルサービスを総合的に調整した相談支援を行える体制づくりを進めます。

【主な事業】

新たな障害者相談支援体制の構築 拡

北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。

【1 - b】サービス利用計画の適切な実施

障害福祉サービス利用計画を作成する際には、障害のある人や家族の希望等を踏まえて作成します。

また、基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーは互いに、連携・協働し、障害福祉サービスの利用意向の聴取、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリング等が適正に実施できるよう取り組みを進めます。

【主な事業】

高齢者・障害者相談コーナー充実事業

高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。

市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修 新

市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。

2 早期発見・療育体制の整備

【2 - a】医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

早期発見の仕組みづくりのために、医療機関、障害児施設、保育所等での取り組みを引き続き推進していくとともに、各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

また、総合療育センターの組織や機能の充実について、改築等の施設整備を含めた検討を行います。

【主な事業】

乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談）

発達障害を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。

また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。

総合療育センター再整備検討事業 新

平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会から「総合療育センターの機能充実のため、必要な医師等人員の確保や病棟・外来等の施設の整備等について、検討する」との報告がなされたことを受け、総合療育センターの再整備を検討します。

【2 - b】福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

障害のある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めます。

【主な事業】

保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化

保育所、幼稚園等と小学校、特別支援学校が、特別な支援を必要とする就学前幼児についてのケース会議を持ち、就学に向け一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。

3 充実した福祉サービスの提供

【3 - a】障害福祉サービスの提供等

生活介護などの日中活動系サービスや、グループホーム・ケアホームなど居住系サービスの体制は充実してきています。今後も、障害のある人の多様化するニーズ等に適切に対応していきます。

【主な事業】

生活介護

昼間、施設において入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作的活動・生産活動の機会の提供、機能訓練、生活訓練などを実施します。

ホームヘルプサービス事業 註

日常生活に支障のある障害者・児の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。

【3 - b】施設から地域生活への仕組みづくり

障害のある人やその家族の希望を尊重し十分な配慮をしながら、行政、民間、地域の連携による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを目指します。

【主な事業】

施設入所者の地域生活への移行

障害のある人を対象に宿泊体験を実施する事業者に補助金を交付する地域移行体験事業や、グループホーム・ケアホーム開設時の備品購入費等の助成事業の継続実施などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

【3 - c】地域の住まいの整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、自宅の改修をはじめ、公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、グループホーム等の設置や地域住民などへの啓発を推進します。

【主な事業】

市立障害福祉施設の再整備 新

多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する民間社会福祉法人への移譲を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。

グループホーム・ケアホーム

地域の中にある民間住宅等を活用して、グループホーム、ケアホームを整備し、必要な日常生活上の援助を行います。

【3 - d】専門的な保健、医療による支援

本市では、総合保健福祉センターに精神保健福祉センター、障害福祉センター等の専門機関が集約しています。今後とも、医療・福祉関係機関とのさらなる連携を進めるため、専門機関としての機能を強化するとともに、全国的にも充実した医療機関を活用し、かかりつけ医の定着を促進するなど、障害のある人が各種の専門的な支援を効率的かつ効果的に受けられる体制づくりを推進します。

【主な事業】

機能回復訓練事業

言語聴覚障害のある人の自立と社会参加を促進するために、言語聴覚訓練、社会参加適応訓練、福祉機器の適合支援、専門的な情報の提供等を行います。また、難病の人等のコミュニケーション障害に対して機器の相談・適合支援などを行います。

【3 - e】精神障害のある人への地域生活の支援

精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図るとともに、市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図ります。

【主な事業】

夜間・休日精神医療相談事業 新

夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援します。

精神障害に関する啓発活動

精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどを開催し、広く市民に精神障害についての知識・情報を普及・啓発します。

【3 - f】触法障害者への支援

触法障害者が安心して地域に定着できるよう、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理などの取り組みを支援します。

【主な事業】

触法障害者支援事業

障害のある人で犯罪を起こした人（触法障害者）は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、窃盗などの犯罪を繰り返す現状があることから、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理の訓練などの取り組みを行う福岡県地域生活定着支援センターの活動等を支援します。

4 発達障害等に対する取り組み

【4 - a】発達障害のある人、難病の人等に対する支援

国の動向を踏まえつつ、市民啓発や相談窓口の充実、各種サービスの拡充を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施します。また、専門的な研修などを開催し、サービス提供者や教育関係者などの技術の向上に努めます。

【主な事業】

発達障害者総合支援事業 拡

発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。

また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。

ペアレントメンターの養成 新

発達障害の子どもを持つ親を支援するため、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親をペアレントメンターとして養成し、発達障害のある子どもの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動を行います。

発達障害者等職場定着困難者支援事業 新

職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。

発達障害支援者リーダー養成研修 新

発達障害のある人の療育・教育のリーダーを養成するため、医師、発達障害関係職員、保護者、教師、保育士、保健師等を発達障害の専門機関である国立機関等に派遣し、そこで得た最新の療育・教育方法を市内の支援者に周知します。

特別支援教育相談センターにおける相談事業

特別な支援を必要とする幼児児童生徒や、その保護者、学校等へ、就学相談、教育相談、巡回相談を実施し、専門的な支援を行います。

難病患者等支援事業

難病患者の自立と社会参加を推進するため、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、関節リウマチなどの難病の人に対して、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などを行います。

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保に取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりを行います。

5 自立生活のための地域基盤整備

【5 - a】バリアフリーのまちづくり

障害のある人もない人も安全で快適に地域で自立して生活ができるよう道路等のバリアフリー化に努めます。また、公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者当事者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」などと意見交換等を行いながら進めます。

【主な事業】

バリアフリーのまちづくり

高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全・快適に道路を利用できるよう、主要駅周辺などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施します。

【5 - b】防災対策の推進

必要な情報提供とともに、避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりを自治会等関係団体とともに推進します。また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな支援策を検討します。

【主な事業】

災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進

風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など（災害時要援護者）への情報の伝達や、避難を支援する体制づくりを地域コミュニティ（市民防災会、福祉関係者）と行政の協働で推進します。

6 雇用・就業機会の確保と拡大

【6 - a】雇用促進による就労支援等

障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや企業・教育機関等と緊密に連携しながら、障害のある人の適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。

【主な事業】

障害者就労支援事業

「北九州障害者しごとサポートセンター」において、支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言等を行い、就職の促進及び職業の安定を図ります。

障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行います。

また、障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進します。

7 障害のある人の人権の尊重と保障

【7 - a】市民啓発の推進

障害や障害のある人への正しい理解を推進するには、行政や福祉関係者のみならず地域や学校、企業など、市民全体で取り組むことが必要なため、様々な機会をとらえ、障害に対する人権教育の充実を図るとともに啓発活動を継続的に実施します。

【主な事業】

人にやさしいまちづくりの推進 新

「バリアフリーウィーク」や「バリアフリースポーツの体験ひろば」などの啓発事業を通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合い・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、「人にやさしいまちづくり」を推進します。

身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」などについて、行政機関や企業などへの普及を進めることにより、障害のある人への一層の理解促進を図ります。また、ハート・プラスマークに対する市民の認識をさらに高めるとともに、障害のある人本人の利便性の向上を図るため、マークのバッジ等を作成し、配布します。

こころのバリアフリー啓発事業（障害のある人の人権啓発事業） 新

障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくすため、23年度に作成した人権啓発冊子を活用した積極的な啓発活動を行います。

【7 - b】権利擁護の推進

市民一人ひとりが、何が権利の侵害に当たるのかを十分理解し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動を実践する姿勢を育むことができるよう、各種の施策を推進します。

【主な事業】

障害者虐待防止の体制整備の推進 新

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されることから、この法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止の体制整備を図ります。

8 社会参加の促進

【8 - a】外出支援の充実

ハード面だけでなくソフト面からも、障害のある人の外出を支援します。

【主な事業】

移動支援事業

屋外での移動に困難がある重度障害のある人について、外出支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。

【8 - b】スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

障害の有無に関わらず、誰もが豊かで潤いのある暮らしができるように、身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等を楽しめる環境整備を行います。

【主な事業】

北九州市障害者スポーツセンターの運営 抜

障害のある人の健康を増進し、体力向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々な取り組みを進めます。

【8 - c】障害のある人の当事者活動、ボランティア活動の促進

障害のある人の当事者活動は、その生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要であるため、ピアカウンセリング等を支援します。また、ボランティア活動に対する支援や人材育成が行えるよう環境整備に努めます。

【主な事業】

NPO活動・ボランティア活動の推進

障害のある人に対し、「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」によるまちのバリアフリー点検など、さまざまなボランティア活動への参加について、情報提供や調整等の支援を行うことにより、社会参加を促進します。

また、NPO・ボランティア活動に関する相談受付や情報提供を通して、活動参加のきっかけづくりや交流機会の提供を行います。

【8 - d】情報提供とコミュニケーション支援の充実

障害があっても提供される情報を的確に収集できるよう、支援の充実を図るとともに、一般市民に障害や障害特性の理解を広め、障害の有無にかかわらず情報を共有し合える環境を整備していきます。

【主な事業】

情報・コミュニケーション支援事業

日常生活においてコミュニケーション支援が必要な障害のある人の社会参加や自立を促進するため、情報通信技術を活用し、障害特性に応じた支援を行います。

第 3 期北九州市障害福祉計画

1 策定の経緯

第 3 期北九州市障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、これまでの実績や本市の実情等を踏まえながら、国の定める基本指針に従って、平成 26 年度を目標に、障害福祉サービス等についてのサービスの見込み量を設定するとともに、目標等を実現するための取り組みを定めています。

2 計画期間

第 1 期北九州市障害福祉計画（平成 19 年度～平成 20 年度）
第 2 期北九州市障害福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）
第 3 期北九州市障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）

3 平成 26 年度の数値目標の設定

（ 1 ）施設入所者の地域生活移行についての数値目標

平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数(A)	1,620 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数
目標年度施設入所者数(B)	1,472 人	平成 26 年度末時点の利用人員
施設入所者数の減少目標値 (A) - (B)	148 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 9.1%
(A)のうち地域生活に移行する者の目標値	330 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数

< 国の基本指針 >

平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績や実情を踏まえて設定。

平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から 1 割以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ設定。

（ 2 ）福祉施設から一般就労への移行

平成 17 年度の一般就労移行者数	12 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の一般就労移行者数	48 人	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労した人の数

< 国の基本指針 >

平成 26 年度において、一般就労に移行する福祉施設利用者を、平成 17 年度の実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

4 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス見込み量

居宅介護等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間数	36,863時間	38,957時間	41,051時間
利用人数	1,474人	1,560人	1,645人

(2) 日中活動の場の見込み量

生活介護等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	4,932人	5,066人	5,158人

(3) 居住系サービスの見込み量

グループホーム・ ケアホーム等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	2,195人	2,238人	2,282人

5 地域生活支援事業の見込み量(抜粋)

(1) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付件数	11,331 件/年	11,558 件/年	11,790 件/年

(2) 移動支援事業

移動支援事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間数	86,290 時間/年	97,975 時間/年	111,324 時間/年

3については国の基本方針及び地域の実情を考慮し設定

4及び5については、これまでの実績及び今後の見込み等を踏まえ設定